

## 第8回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年10月31日(金)

13:00~15:00

議事堂 601特別委員会室

### 1 検討会委員提案に基づく討議について

### 2 その他

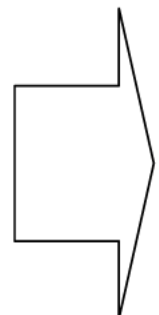
添付資料

資料1 各論点に対する検討会委員意見

		<p>論点◇1 認定委員からの意見聴取について、<u>認定委員会を組織し、それぞれの専門分野の意見を踏まえた上で認定の適否について意見をのべることとすべきか。</u> 【条例の規定の改正に関して】</p> <p>※ これについては、現行は条例の運用において、認定委員会を設置し、合議の上委員会の意見を述べることとなっている。しかし、条例の規定においては、「認定委員の意見を聴く」となっており、すなわち個別の意見聴取等でもよいということになっている。</p>
委員会を組織し、認定委員会から意見を聴くべき (6)	杉本委員	○認定委員会を条例に規定する。現行の条例は、認定審査過程が不明確である。
	服部委員	○認定の適否について認定委員会の方々の意見を個別ではなく、全体の意見を聴く。
	野田副座長	○認定に遅延が生じることのない様にして、専門分野の意見を踏まえることを規定する。
	中嶋委員	○認定委員会は合議によることを条例で明記すべきである。 このことによって、認定機会の頻度は減少してしまうが合議による情報の共有などによって認定の精度向上も期待できるのではないか。
	森本委員	○認定委員会を設置して合議の上で認定すべきである（全体会議を重視する）
	今井委員	○するべきであると思う
現行の運用でよい (3)	北川委員	○現行の中の運用で十分対応可と考える。
	日沖委員	○必要ないと思います。
	西塚座長	○現行の運用でよい
	竹上委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第7条に関する論点◇2

		論点◇2 認定委員の関与の範囲について見直すべきか。 【条例の規定の改正に関して】
見直すべき(8)	杉本委員	○関与の範囲を見直す。
	北川委員	(見直すべき)
	日沖委員	○見直すべき
	服部委員	○見直すべきと考えます。
	野田副座長	(見直すべき)
	中嶋委員	○見直すべきである。
	萩原委員	(見直すべき)
	今井委員	○見直すべき
見直すべきではない(1)	西塚座長	○現行どおり ○(取消等検証過程にも関与)すべきでない
	竹上委員	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)



		◇2-1 認定委員の関与の範囲を見直す場合  認定委員は是正又は改善の勧告、取消等検証過程にも関与することとすべきか。 【条例の規定の改正に関して】
取消等検証過程にも関与すべき(8)	杉本委員	○是正又は改善の勧告、取消等検証過程にも関与することとする。
	北川委員	○関与すべき。
	日沖委員	○すべき
	服部委員	○是正または改善勧告、取り消し等にも関与するべきと考えます。
	野田副座長	○◇2-1で検討
	中嶋委員	○認定製品の是正または改善の勧告はもっぱら知事の権限のままとすることが望ましいが、取消等の検証過程には委員会が関与してもよいのではないかと(消極的見直し論)。
	萩原委員	○当然関与すべきだと思う。しかし、そうなるともっと認定委員が会合を開くべきで忙がしくなる面もある。
	今井委員	○検査も含め関与すべきと思う

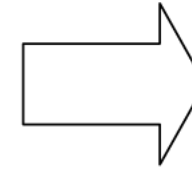
		◇2-2 認定委員の関与の範囲を見直す場合  認定リサイクル製品の利用推進についてなど知事の諮問に応じて意見を述べるべきか。 【条例の規定の改正に関して】 リサイクル認定委員会は、例えば製品のコストパフォーマンスについての評価、商品開発や販売に関して企業にアドバイスするなど、その役割を拡大すべきではないか。
利用推進について意見を述べるべき(4)	北川委員	○利用推進についても意見すべき。
	日沖委員	○すべき
	服部委員	○意見を述べるようにするべきです。
	中嶋委員	○見直し範囲は認定リサイクル製品の利用推進(促進)について知事の諮問に応じて意見を述べることは入れるべきであり、そのための学識経験者などを委員として任命できるよう運用を見直す。
利用推進について意見を述べるべきではない(1)	今井委員	○必要ないと思います
	杉本委員	○リサイクル製品の利用推進委員及び推進委員会は、別途認定、設置してはどうか。そこに、認定委員が含まれることは可。
	野田副座長	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

※リサイクル認定委員会の役割を拡大すべきではないかについて

役割を拡大すべきではない(1)	服部委員	○拡大すべきではないと考えます。
-----------------	------	------------------

第7条に関する論点◇3

		論点◇3 認定委員の人選等委員構成を見直すべきか 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
見直すべき(4)	北川委員	(見直すべき)
	日沖委員	○見直すべき
	森本委員	○認定委員は多忙で委員会に出席しない人は選定しない。
	萩原委員	○認定委員の中に、例えば弁護士や産廃問題などで住民の側に立っている学者、専門家を入れるべきである。 住民に信頼される認定委員でないと問題が必ずあとから出てくる。
見直すべきではない(3)	服部委員	○見直す必要はないと考えます。
	野田副座長	○専門家の意見を踏まえれば現状
	今井委員	○必要ないと思います 広報啓発で検討すべき
	杉本委員	○認定委員の関与の範囲について見直しの後、検討する。
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	中嶋委員	(意見なし)



		◇3-1 認定委員の人選等委員構成を見直す場合  商品開発や販売に関して企業にアドバイスできる者、製品をコストパフォーマンスの観点から評価できる者等を加えるべきか 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
加えるべき(2)	北川委員	○加えるべき。
	日沖委員	○加えるべき
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第8条に関する論点◇1

		<p>論点◇1 虚偽の認定リサイクル製品の流通を予防し、県の認定するリサイクル製品への信頼及びブランド価値を確保するため、<u>虚偽の申請を行った者等に対しては罰則を科すべきか。</u></p> <p>【条例の規定の改正に関して】</p>
罰則を科すべき(4)	杉本委員	○三重県では、「立ち入り検査等による申請内容の確認」「生産予定者の生産等開始の確認」を認定審査等実施要領で規定している。にもかかわらず虚偽の申請を行ったものは、悪質であり、罰則を科すべき。そのことが、県の認定する製品への信頼、利用推進につながる。
	服部委員	○罰則を科すべきと考えます。
	中嶋委員	○第8条第1項を「製品認定を受けようとする者は、 <u>善意かつ正確な内容のもとで、規則の定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u> 」と申請時の義務条件を付加し、これに反する申請をした場合の罰則規定を科す。
	萩原委員	○罰則規定はもうけるべきだと思う。
罰則を科すべきではない(6)	北川委員	○必要ない。
	日沖委員	○現段階では科すべきとは判断できない。
	西塚座長	○科すべきでない。
	野田副座長	○別途規定する
	森本委員	○何らかの形で虚偽の申請した者に対する処置は必要である
	今井委員	○必要ないと思う
	竹上委員	(意見なし)

第8条に関する論点◇2

		論点◇2 認定リサイクル製品の表示について、見直しを行うべきか。 【条例の規定の改正に関して】
見直しを行うべき (5)	杉本委員	○利用推進のため、表示を義務づける。 ○「品質・安全性の保証」「循環型社会構築への寄与」などが利用者により理解しやすいものに変更する。
	北川委員	○より県民に周知がしやすいものに見直すべき。
	日沖委員	○行うべき もっと目に止まりやすいインパクトあるものに
	中嶋委員	○他県も参考にしながら検討してもよいが、製造業者や利用者のコストパフォーマンスを十分配慮した上で過度の負担にならないようならば導入してもよい。
	今井委員	○条例には関係無いがマークは再検討
見直しを行うべきではない (1)	西塚座長	○現行どおり
	服部委員	○どちらとも言えない。
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第8条に関する論点◇3

		<p>論点◇3 製品のカテゴリーを明確化して、そのカテゴリーごとの製品申請に伴う手続き（書類、必要な分析データやそれに伴う費用）などを分かりやすく告知し、申請しやすくすべきかどうか。 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
申請しやすくすべき（7）	杉本委員	○可能であれば、申請しやすくすべき。
	北川委員	○前向きに検討すべき。
	日沖委員	○できるものであれば するべき
	西塚座長	○申請しやすくする方法を検討。
	服部委員	○わかりやすく告知し申請しやすくすべき。
	中嶋委員	○技術的、組織的に対応可能ならば申請をしやすくするために有効だと考える。
	今井委員	○出来る限り分かりやすくすべきと思う
	竹上委員	（意見なし）
	野田副座長	（意見なし）
	森本委員	（意見なし）
	萩原委員	（意見なし）

第8条に関する論点◇4

		<p>論点◇4 認定製品の安全性等に係る基準について、製品のカテゴリーを明確にし、そのカテゴリーごと、若しくは製品ごとに対する安全性や耐久性を含めた基準（分析項目や耐久試験項目）を明確かつ簡潔に提示すべきかどうか。 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
提示すべき (6)	杉本委員	○安全性、耐久性を、利用者に明確かつ簡潔に提示することが可能か？可能であれば、提示する。
	北川委員	○前向きに検討すべき。
	日沖委員	○できるものであれば するべき
	服部委員	○明確に提示すべき。
	中嶋委員	○技術的、組織的に対応可能ならば申請をしやすくするために有効だと考える。また、小規模事業者が申請や定期的な検査をする場合の助成制度も提案してはどうか。
	今井委員	○提示すべき
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)



第10条に関する論点◇1

		<p><b>論点◇1 現在認定されているリサイクル製品の認定の適否を再度検証すべきか</b></p> <p>※ なお、現在すでに以下の対応が採られている。  i. すでに認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第10条及び条例施行規則第15条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出。  ii. 県は、年に一度、条例第16条に基づき、認定生産者に立入検査を実施。</p> <p><b>【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</b></p>
検証すべき (1)	今井委員	○報告・立入検査の充実を行う。
検証すべきではない(8)	杉本委員	○新たな認定基準が設定されれば再度検証する必要があるが、認定基準に変更がなければ、必要なし。
	北川委員	○認定適否の再検討より、立入検査の充実の方が重要。
	日沖委員	○必要ない 理由：認定生産者が基準適合状況を報告する。(毎年一度) 県は年に一度立入検査という対応がはかられているので、それが信頼できるきちとしたものであれば良く、回数を増やせば良いというものではないと思う。
	西塚座長	○現行どおり
	服部委員	○現在の対応で良いと思う。
	野田副座長	○現状で対応
	中嶋委員	○現在の対応で十分であり新たな負荷を職員に課す必要はないと考える。
	森本委員	○現行のままでよい 理由：県は毎年立入検査をしている。但し検査方法を精査すべきである
	竹上委員	○なし 理由：執行部の案件
	萩原委員	(意見なし)

第10条に関する論点◇2

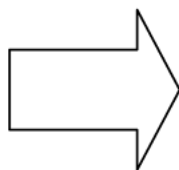
		<p>論点◇2 <u>認定の取消事由を見直すべきか。</u>          すでに、条例第10条第1項の規定により、偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるときは、知事は当該認定を取り消さなければならないとなっている。さらに取り消さなければならない事由を設けるべきか。</p> <p>【条例の規定の改正に関して】</p>
見直すべき (4)	北川委員	○認定基準が、環境法令をすべて包括していないのであれば、必要。
	日沖委員	○設けるべき 理由：「虚偽の報告をしたとき」などは認定製品の信頼を疑うことにつながることもあるのでは(?)
	服部委員	○設けるべきと考えます。
	中嶋委員	○認定生産者が刑事罰を受けた場合は認定の取消事由とするべき。 また、認定生産者が廃掃法など環境に関する法律や条例（範囲を明確にする必要はある）の規定に基づく行政指導や違反行為を行ったことが明らかになった場合も同様に認定の取消事由とするべき。
見直すべきではない (4)	杉本委員	○現行でよい。見直す必要なし。
	西塚座長	○現行どおり
	森本委員	○現行のままでよい
	今井委員	○特に必要ないと思う
	竹上委員	○なし 理由：執行部の案件
	野田副座長	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第10条に関する論点◇3

		<p>論点◇3 取消にあたって、リサイクル製品認定委員の意見を聴取することとすべきか。</p> <p>【条例の規定の改正に関して】</p>
聴取すべき (6)	杉本委員	<p>○意見を聴取すべき。</p> <p>○認定にあたって意見を聴取するのであれば、取り消しにあたっても意見を聴取すべきである。また、認定委員会などの所掌・権限などを明記し、認定取り消し過程を明確化する。</p>
	北川委員	○聴取すべき。
	日沖委員	<p>○すべき</p> <p>理由：認定基準に適合しなくなったなどの明確な判断は専門家の委員にお願いすべきなのでは(?)</p>
	服部委員	○委員の方の意見を聴取するべきと考える。
	中嶋委員	○基本的に行う必要はないと考えるが、「意見を聴取することができる」と聴取する機会は確保してもよいのではないか。
	今井委員	○可能であれば
聴取する必要はない(2)	西塚座長	○必要なし
	森本委員	<p>○必要ない</p> <p>理由：県と申請者の合意があれば必要ない</p>
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第11条に関する論点◇1

		<p>論点◇1 認定されたりサイクル製品について、認定された条例第8条に基づく申請のとおり生産されたものか、及び条例第11条に基づく品質等管理計画どおり生産されたものか、の確認は、<u>現行の規定を遵守することで十分か。あるいは、さらに充実させることが必要か。</u> 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
充実させるべき (3)	野田副座長	○検討する。
	森本委員	○さらに充実させる方法が必要 理由：申請どおりの生産か否かの確認は現行では不十分である。
	今井委員	○書類のチェック体制の強化が必要である。
現行の規定でよい (6)	杉本委員	○現行の規定を遵守することでよい。
	北川委員	○現行の規定を順守することで十分と考える。 実施要領第9条、第16条をいかに適切に行うかが重要である。
	日沖委員	○現行の規定で十分である。 理由：厳しくするのもよいが、どこまでして良いかきりがなく判断できない。現行の規定での運用を、結果が不正がなく、信頼できるものであるよう常につとめていればそれで十分と思う。
	西塚座長	○現行どおり
	服部委員	○現行の規定で充分と思います。
	中嶋委員	○条例上は現行のままでよいと考える。執行部が対応できる最大限の範囲での取組を規則で自ら決めてもらうことで構わない。
	竹上委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)



		<p>◇1-1 さらに充実させることが必要な場合</p> <p>案1： <u>どのような観点から、認定されたりサイクル製品の品質及び安全性等に関する確認を充実するか。</u> 【条例の規定の改正に関して】</p> <p>※ なお、現行の規定により、すでに、認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第10条及び条例施行規則第15条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出することとされている。</p> <p>案2： <u>立入検査に関する規定を強化することにより、確認を充実させるか</u> 【条例の規定の改正に関して（→第16条において議論）】</p>
	野田副座長	○（案1）認定委員の専門家から意見を聞き確認する。 理由：認定生産者の試験結果の適合性がより判断できる。
	森本委員	○（案1）認定基準への適合状況試験に県に関わる必要がある。 理由：現行では、不正がおこなわれてもチェックできない。
	今井委員	○（案1）現状が認識できていないですが、認定生産者の試験・検査体制ならびに報告書の中身およびそのチェック体制。
	杉本委員	○（案2）立ち入り検査に関する規定を強化する。義務規定とする。

第11条に関する論点◇2

		<p>論点◇2 認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して義務を課すべきか。</p> <p>【条例の規定の改正に関して】</p>
課すべき (2)	杉本委員	<p>○再生資源等の種類によっては、供給する者への立ち入り検査の必要あり。</p> <p>○再生資源等の種類によっては、リサイクル製品の認定の際に安全性のチェックができると考える。</p>
	今井委員	<p>○課すべきであると思う。</p> <p>理由：リサイクル製品の生産過程の明確化のため。</p>
課すべきではない (2)	日沖委員	<p>○課すべきでない。</p> <p>理由：認定生産者の段階できちっと管理できていればよいと思う。再生資源供給者まで、管理をしきれないとも思いますし。</p>
	中嶋委員	<p>○どのような内容の義務を課すのかにもよるが、認定生産者に過度な負担をかけることにもなるので義務化までは求めるべきではない（第16条において再生資源等を供給する者も立ち入り検査などの対象となっている）。</p>
	服部委員	○特に無し
	北川委員	(意見なし)
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第15条に関する論点◇

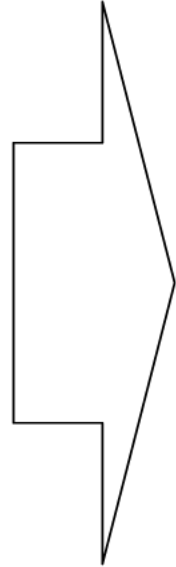
		論点◇1 県が、認定リサイクル製品を優先的に使用又は購入することの徹底を図るべきか。あるいは、県による認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃するか。
徹底を図るべき (6)	北川委員	○徹底を図るべき。リサイクルの推進を目的とする条例の趣旨からは当然のこと。
	日沖委員	○徹底を図るべき。 理由：県がリサイクル製品の利用を推進する条例なので、徹底するのは当然のこと。ただし、不当に高額なものなどなんでもかんでもというわけではなく、常識のなかで。
	服部委員	○購入する事を図るべきである。
	中嶋委員 (徹底を図るべき)	
	森本委員	○購入を義務づける 理由：リサイクル製品の積極的な活用をはかる為
	今井委員	○品質および安全性の強化を行ったうえで出来る限り徹底する。
現行の運用でよい (4)	杉本委員	○現行どおりの努力規定でよい。
	西塚座長	○現行どおり
	竹上委員	○現行のまま 理由：十分に制度的に執行されている。
	野田副座長	○現状で対応 理由：効率性を考慮して対応していると判断するから。
	萩原委員 (意見なし)	

		◇1-1 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の徹底を図る場合  認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入を義務付ける旨を、 <u>工事仕様書に明記するよう、申し入れるべきか。</u>  【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
明記すべき (6)	北川委員	○「義務付け」「努力するもの」をケースバイケースで対応、性能や品質、数量、価格等を考慮すると、柔軟な対応が必要。
	日沖委員	○申し入れるべき 理由：現在、基本的には優先使用のとりくみははかられているときいているが、対応が抜けていた事例もあるようなので再度徹底いただけるように申し入れたい。
	服部委員	○工事仕様書に明記するべきと思います。
	中嶋委員	○基本的には明記するべきと考える。それにあたっては、条文にある「その性能、品質、数量、価格等について考慮し」という内容を規則などでより明確にした運用を行うべきである。また、中小企業が認定生産者である製品をより優先的に使用する旨も明記できないか検討することを申し入れてはどうか。
	森本委員	○工事仕様書に明記すべきである 理由：明記しなければ使用の徹底が図れない
	今井委員	○申し入れるべき 理由：チェックもれをなくす
現行の運用でよい (1)	野田副座長	○現状。執行部に運用は委ねる。

		◇1-2 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃する場合  県は、リサイクル認定製品の優先的な調達義務を負わないこととし、調達に当たっての選択は任意とするか。  【条例の規定の改正に関して】
	中嶋委員	○タイトルは「県の調達義務等」となっているが、条文は努力規定となっている。そのためタイトルを「県の調達努力等」に修正してはどうかと考える。

第16条に関する論点◇1

		論点◇1 認定リサイクル製品の品質及び安全性を確保し、認定生産者による虚偽又は不正を防止するための、県による立入調査については、 <u>現行の規定を順守することで十分か。</u> あるいは、 <u>さらに充実させる必要があるか。</u> あるいは、 <u>検査回数や検査の内容を必要性に応じて見直すべきか。</u>
充実させるべき (5)	杉本委員	○立ち入り検査の内容については、充実の方向で検討する。
	北川委員	(充実させるべき)
	服部委員	○充分だと考えますが必要性に応じて見直すべき
	中嶋委員	(充実させるべき)
	今井委員	○若しくはをならびにに変更し、供給する者に対しても報告を求め立入検査すべき
現行の運用でよい (2)	日沖委員	○現行で十分 理由：何回やって、どんな内容であれば、徹底したことになるのか私には分かりませんので！
	西塚座長	○現行どおり
	竹上委員	○なし 理由：執行部の案件 執行部が主体的に判断すべきものと考え
	野田副座長	○専門家にその対応を委ねよ。 理由：認定委員会で、運用で対応すればよい。
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)



		◇1-1 さらに充実させる必要がある場合  案1：立入検査を、県が任意にではなく、 <u>定期的</u> に実施するのを義務とするか。  【条例の規定の改正に関して】
定期的な実施を義務とすべき (2)	杉本委員	○定期的な実施を義務規定とする。
	北川委員	○義務化すべき。19年度においても実施済の実績がある。
現行の規定でよい (1)	中嶋委員	○人員などの体制の問題もあり、現行のままで構わない。
	服部委員	○特に無し
	今井委員	(意見なし)

		◇1-1 さらに充実させる必要がある場合  案2： <u>県以外の主体による検査も可能とするか。</u>  【条例の規定の改正に関して】
可能とすべき (4)	杉本委員	○県以外の主体による検査も可能とする。
	北川委員	○件数が増大した際には、委託による検査も必要になる。
	中嶋委員	○費用対効果の問題もあるが、可能にしておくよ。 その際にはどのような主体が検査できるのか、浄化槽の法定検査のように知事の指定機関のみとするなど一定の要件を（細かな指定要件は規則に委ねるとしても）条例上定めておく必要はある。
	今井委員	○県以外の主体による検査も可能とすべき。 理由：検査に対する責任感を強化する。
	服部委員	○特に無し

第16条に関する論点◇1

		<p>◇1-2 必要性に応じて見直すべき場合</p> <p>認定リサイクル製品の種類、性状、原材料として使用している再生資源等の種類等によって、必要な検査を規定し、<u>適切かつ必要な限度の検査を行うこととすべきか。</u></p>
適切かつ必要な限度の検査を行うべき(4)	杉本委員	○必要な検査を規定し、適切かつ必要な限度の検査を行うこととすべき。
	北川委員	○一律でなく、適切な検査回数や内容を定めるべき。 →実施要領第6条を再検討。
	服部委員	○必要により検査を行うべき。
	今井委員	○行った方がよい。 理由：安全性が特に必要な製品等の検査強化必要。
現行の規定でよい(1)	中嶋委員	○条例で細部まで規定できないと思われるため現行のまま構わない。 但し、規定(内部マニュアルを含む)通りの検査を実行しているかどうかのチェックは必要であり、検査業務に関するISOや業務プロセス監査などの導入も検討してはどうか。



第16条に関する論点◇2

		<p>論点◇2 認定生産者だけでなく、認定生産者に再生資源等を販売している事業者への立入調査も、确实に行うべきか。</p> <p>【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
行うべき (5)	杉本委員	○再生資源等の種類によっては、立ち入り調査も必要である。
	北川委員	○再生資源の性状によっては必要。
	服部委員	○立ち入り検査を行うべきと思います。
	中嶋委員	○(論点)◇1-2の但し書のとおり、検査方法のチェック方法を明確にしておいてはどうか。
	今井委員	○行うべき。 理由：リサイクル製品のもとの部分である。
行うべきではない(1)	日沖委員	○必要ないと思います。 理由：認定生産者に対しきっちりしていれば良い。再生資源の販売業者まで管理しだすと大変だと思うしそれだけの必要な内容が何があるのかわからない。
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第17条に関する論点◇1

		<p>論点◇1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、現在認定されている製品以外にも、幅広い分野で認定リサイクル製品の品目を充実させ、消費者のニーズに合うものを提供する必要があるのではないか。とりわけ、<u>土木資材以外の物品や建築資材の開発の促進を図るため、研究開発の支援、研究会等の開催等の取り組みを行うことが必要か。</u></p> <p>【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申し入れに関して】</p>
行うべき (5)	杉本委員	<p>○多様な製品開発をめざして、今後は産官学等による研究開発なども推進するため、条例改正する。</p> <p>○県内の事業者が行う→県内の事業者が多様な主体（県外・国外も含む）と連携して研究開発できるような文言に改正する</p>
	北川委員	<p>○府県間の連絡協議会を設置し、商品開発等も含めた情報交換を定期的に行うべき。</p>
	日沖委員	<p>○必要である</p> <p>理由：現在の認定製品のほとんどが、公共事業などの土木資材であるため、一般の消費者ニーズに合うものが極めて少ない。今までとちがう消費者ニーズにあうものがあれば、もっと関心が高まり、利用も広まると思うので。</p>
	中嶋委員	<p>○商品開発に関しては、条例上は現行のままでよい。運用についての申し入れは行っても構わない。</p>
	今井委員	<p>○検討してみる必要はあると思う。</p>
現行の規定 でよい (1)	服部委員	<p>○現在は必要なし</p>
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第17条に関する論点◇2

		<p>論点◇2 研究開発の促進だけでなく、販路開拓、市場性調査など県が、積極的に製品又は商品開発に向けて支援することとすべきか。</p> <p>【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
支援すべき (5)	杉本委員	○利用推進、普及に関する研究開発に対する支援も可能となるよう条例改正する。
	日沖委員	○すべきである。 理由：現在の認定製品でももっと開拓の可能性があるかもしれない。市場性調査などで、ニーズのある品目を奨励することもできると考えるから。
	西塚座長	○支援策を拡大すべき
	中嶋委員	○「・・・に関する研究開発並びに認定リサイクル製品の利用、普及に対する」と下線部を条例に盛り込み、利活用について県がより積極的に取り組むよう強化すべきではないか。
	森本委員	○支援すべきである 理由：リサイクル製品活用促進をはかるため
現行の規定で よい(2)	北川委員	○上記(第17条に関する論点◇1)のレベルで十分
	服部委員	○支援は必要ないと考えます。
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)
	今井委員	(意見なし)

第18条に関する論点◇1

		<p>論点◇1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、<u>①市町への使用の働きかけ、②農協等民間団体、企業、県民への使用の働きかけ又は積極的なPRを充実させる必要があるのではないか。</u></p> <p>【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
充実させるべき(7)	杉本委員	○県、市町、団体、企業、県民が、循環型社会への認識を深め、リサイクル製品の利用促進が図られるよう、条例を改正する。
	北川委員	○充実させる必要あり、市町の産業展等への出品PR。
	日沖委員	○必要である。 理由：利用推進をはかるには当然のことである。
	西塚座長	○積極的に働きかける。
	服部委員	○PRを充実する
	中嶋委員	○市町での利用などの促進については第5条の規定により取り組むことができるため第5条による具体的な取組を議会として促し、実施状況をチェックすべき。 第17条においてリサイクル製品の利活用に関する条文を盛り込むことができるならば改正17条でカバーできると考えられる。
	森本委員	○PRを充実させるべきである 理由：広く普及させるため
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)
	今井委員	(意見なし)

第7回検討会(10/14)において、議論したが結論が得られなかった論点

		<p>第7回検討会(10/14)において、議論したが結論が得られなかった論点</p> <p>◇1 検討会における議論を踏まえ、建設的な打開案を記入してください。</p>
	<p>日 沖 委 員</p>	<p>○県の義務規定については、見直すべきではないと考える。</p> <p>理由：県が推進する条例であるので、県がみずから強く進める姿勢を示すのは当然のことと考えます。</p> <p>過去のフェロシルトのような不正製品までもが強制的に拡販されていくようなご心配のご意見もありましたが、不正を意図的に行うものには義務規定だろうが努力規定だろうが同じことだと思いますし、義務規定としても当然審査により認定された良品の利用を図るべき事であるので、努力規定と比べて、高リスクが発生する部分というのではないと考えます。そのことよりも、リサイクル製品の利用を推進するとうたいながら、努力規定では、県は腰が引けているように県民にうつるのではないのでしょうか。</p>
	<p>萩 原 委 員</p>	<p>○前回の論点も、今回検討すべき論点についても、議員提出議案とはいえ、そこまで議会と議員が立ち入って論議すべきなのか、疑問である。</p> <p>三権分立の立場もあるし、行政本来の仕事の中身にそこまで深入りすることが妥当かどうか、とも思う。</p> <p>それだけに、もしここまで論議するのなら、専門家の認定委員のみなさんを交えて論議するか、行政の環境対策や県土・農林などの職員も含めて検討すべきではないか。</p> <p>率直に言って、我々の側に、そこまでの専門的な知識もない。</p>